令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百四十九号**

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年七月三十一日」を「令和七年七月三十一日」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　齋藤　健

---

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百五十号**

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年八月五日とする。

総務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百五十一号**

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第五条第一項第二号ニの規定に基づき、この政令を制定する。

1　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの政令で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2　ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。

**附　則**

この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百五十二号**

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為）

**第六条**　法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるものとする。

**附　則**

この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年八月五日）から施行する。

環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄